

保護者の皆さまへ

今般、4月18日から5月6日までを期限として、県内全域において緊急事態措置が講じられることとなりました。

これを受け、上三川町内に所在する保育所等の登園自粛要請期間について、本日4月13日（月）から5月6日（水）までの期間に延長させていただきます。

（状況に応じて期間をさらに延長する場合がございます。）

※保育所等とは

本町で施設利用の認定を行っている次の10園のことをいう。
上三川保育園、上三川幼児園、あけぼし保育園、蓼沼保育園、
ふざかしおひさま保育園、ゆいのわ保育園、大山保育園、
認定こども園しらすぎ幼稚園、トータスキッズ、ふじやま園

1. 保育所等については、これまで通り、感染の予防に留意した上で、原則として開所いたします。ただし、勤務先の休業や感染予防対策等により家庭での保育が可能な場合は、登園を自粛くださいますようお願いいたします。（登園自粛要請）
2. 登園自粛要請に応じて、保育所等を欠席する方で、0～2歳児クラスの保育料については、上三川町在住の方は、日割りで計算いたします。
上三川町外在住方は、お住いの市町村の保育料担当にお問い合わせください。
3. 日割り計算は、4月13日（月）から5月6日（水）までの期間中に保育所等を欠席した日数分を減算し、保育料を算出するものです。
4. 日割り計算の手続き方法につきましては、保育所等からご案内いたします。
5. 1にかかわらず、保育所等利用児とその同居の家族等に以下の症状がある場合は登園を控えてください。

- ア. 風邪の症状や37.5度以上の発熱。
 - イ. 強いたるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）。
 - ウ. 味覚や嗅覚の異常。
6. 5にかかわらず、保育所等利用児とその同居の家族等が以下の項目に当てはまる場合にも登園を控えてください。
- ア. 新型コロナウイルス感染者（医療機関が特定）
⇒PCR検査陽性の者
 - イ. 新型コロナウイルス感染が疑われる者
⇒風邪の症状や37.5度以上の発熱が2日程度 続いている者又は強いたるさや息苦しさがある者、医師が総合的に判断した結果感染を疑う者 ※PCR検査陽性等の判断が確定前の者
 - ウ. 濃厚接触者（保健所が特定）
⇒アの「感染者」と長時間接触
 - エ. 感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者
⇒イの「感染が疑われる者」と長時間接触
7. 5及び6につきましては、5月6日以降も当面の間継続するもので、保育所等に登園できなかった日数に応じ、5月6日以降の保育料も3と同様に計算いたします。

令和2年4月20日

上三川町長 星野光利

| |
|---|
| 上三川町 子ども家庭課 子育て係 Tel : 0285-56-9130 FAX : 0285-56-6868 E-mail : kodomo01@town.kaminokawa.lg.jp |
|---|